



移住促進住宅取得奨励金支給事業 Q & A

令和7年4月1日改定

	Q	A
1	「住宅」とは？	自己の居住の用に供する住宅で、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備え、かつ、延べ床面積が55平方メートル以上のものをいいます。
2	「新築住宅」とは？	当該住宅の不動産登記法（平成16年法律第123号）第27条第1号に規定する建物の表示に関する登記原因が新築のものをいいます。
3	「中古住宅」とは？	不動産登記法第27条第1号に規定する建物の表示に関する登記をしてから5年以上経過したものをいいます。
4	「取得」とは？	ここでの「取得」とは、住宅を自己の居住のために、所有権の保存登記（中古住宅にあつては、所有権移転の登記）を完了させたことをいいます。表題登記だけではありませんので手続きの際はご注意ください。
5	同一世帯員等とは？	申請者本人とその世帯員だけでなく、同居している世帯員全てを指します。
6	36万円補助となる「市内業者・市内の不動産業者」とは？	補助対象住宅の建築にかかる請負契約または補助対象住宅の売買契約の相手となる業者の本店または支店の住所が二本松市内にある場合を指します。 <例> ①二本松市内の工務店と契約 ⇒ 36万円 ②二本松市内の宅建業者が自己所有する新築物件を購入 ⇒ 36万円 ③二本松市外の業者と建築請負契約を締結し、二本松市内の工務店等が工事 ⇒ 26万円支給 ④二本松市内の案内所で市外業者と契約 ⇒ 26万円
7	夫婦で2分の1ずつ所有する場合の支給対象者はどうなりますか？	夫婦でどちらか一人のみを支給対象者とします。 （夫婦で二人には支給しません。） なお、持ち分が2分の1ずつでない場合は、持ち分が多い方が支給対象者となります。
8	滞納の対象となる市税の税目は何ですか？	二本松市税条例第3条に規定する税で、主なものは次のとおりです。 ・ 市民税 ・ 固定資産税 ・ 軽自動車税 ・ 国民健康保険税
9	納税証明はどのように取得すればいいのですか？	同居する方全員分について滞納がないことを証明する納税証明書を市民課で取得してください（本課所定の様式で1世帯分300円の手数料がかかります。） ※同居の方で世帯が分かれている場合は、それぞれの世帯分について納税証明書が必要です。 ※証明書用紙へ確認済の押印が必要ですので、事前に秘書政策課へおいでください。

	Q	A
10	登記事項証明書はどのように取得すればいいのですか？	補助対象となる住宅（建物）の権利部の登記までされていることがわかる「登記事項証明書」を法務局で取得してください。（1件600円の手数料がかかります。） ※法務局は市内若宮にあります。
11	奨励金の額はいくらですか？	補助対象住宅の取得契約に要した経費の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で36万円上限です。
12	支給対象外となる事例に「同一世帯等にこの奨励金ほかの補助金、助成金を受けたことがある場合」とあるがそれは何か	この奨励金のほか、定住促進住宅取得奨励金、定住促進奨励金、来てにほんまつ住宅取得支援事業補助金、三世代同居住宅改修助成金、多世代同居住宅改修助成金、または空き家改修費等助成金、住んでにほんまつ空き家対策総合支援事業補助金のことです。
13	二本松市新婚世帯家賃助成金等とは？またこの助成金の交付を受けている場合には、奨励金の額は、いくらですか？	平成25年4月から平成30年3月までの「新婚世帯家賃助成金」と平成30年4月から平成31年3月までの「新婚世帯定住促進助成金」のことです。これらの助成金等での支給を受けている場合には、その額を差し引いた額が奨励金の額となります。 <例> 新婚世帯家賃助成金等を12万円受けている場合 契約時の年齢が39歳以下で、各種要件を満たしている場合には、 $36万円 - 12万円 = \underline{24万円}$ が奨励金の額となります。
14	昭和56年以前の耐震基準で建築された住宅を取得したが、耐震診断の結果はどのように入手すればよいか？	本奨励金を申請する前に建築住宅課住宅係（電話55-5133）へご相談ください。「福島県安全安心耐震促進事業」に則り、二本松市でも耐震診断を希望する方への支援制度があり、通常15万円程度かかる費用のほとんどが補助され、わずかな負担で耐震診断・計画策定を受けることができます。（年度内の募集戸数には限りがあります。）
15	奨励金の申請はどのような流れになりますか？	1. 請負（売買）契約後、速やかに申請をしてください。交付決定をし、通知を郵送します。 2. 補助対象住宅の所有権保存登記（中古住宅にあっては、移転登記）完了後、速やかに実績報告と併せて請求書を提出してください。審査後に金額を確定し、提出していただいた口座へ振り込みます。（原則として申請年度内に工事完成、登記完了の上実績報告が必要です。やむを得ず工事完成・登記が翌年度となる見込みの場合は早めにご相談ください。）

ご不明な点がございましたら 秘書政策課へお問い合わせください。

（電話 0243-24-7120）

